

判決年月日	平成 2 7 年 8 月 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成26年（行ケ）第10238号		
○ 発明の名称を「活性発泡体」とする特許出願について、本願明細書は当業者が本願発明を実施できるように明確かつ十分に記載されたものとはいえないとの審決の判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事例。			

（関連条文）特許法36条4項1号

（関連する権利番号等）不服2011-20954号（審判），特願2006-536494号（本願）

判 決 要 旨

- 1 本件は、原告らが、発明の名称を「活性発泡体」とする特許出願（本願）に対する拒絶査定不服審判請求不成立審決の取消しを求める事案である。

本願発明は、「天然若しくは合成ゴム又は合成樹脂製で独立気泡構造の気泡シートを備えた活性発泡体であって、前記気泡シートは、ジルコニウム化合物及び／又はゲルマニウム化合物を含有し、薬剤投与の際に人体に直接又は間接的に接触させて用いることを特徴とする活性発泡体。」というものであるところ、審決は、本願明細書は、本願発明に係る活性発泡体と薬剤との併用効果を当業者が理解し認識できるように記載されていないから、当業者が本願発明を実施できるように明確かつ十分に記載されたものとすることができず、特許法36条4項1号に規定する要件を満たしていないと判断した。

- 2 本判決は、要旨次のとおり判示し、審決の上記判断は誤りであるとして、審決を取り消した。

(1) 本願発明における「薬剤投与の際に」とは、活性発泡体を用いる時期を特定するものにすぎず、その請求項において、薬剤の効果を高めるとか、病気の治癒を促進するなどの目的ないし用途が特定されているものではない。よって、本願明細書に、活性発泡体の薬剤との併用効果についての開示が十分にされていないとしても、活性発泡体を「薬剤投与の際に人体に直接又は間接的に接触させて用いる」ことに、それ以外の技術上の意義があるといえることができるのであれば、少なくとも実施可能要件に関する限り、本願明細書の記載及び本願出願当時の技術常識に基づき、本願発明に係る活性発泡体を「使用できる」というべきである。

(2) 本願明細書は、＜試験1＞として、被験者1名が活性発泡体を敷いた椅子の上に30分間静止状態で座った後の血流量や体圧等を、活性発泡体を敷いていない椅子の上に同様に座った後のものと比較し、「本活性発泡体を使用すれば、血行がよくなり、体圧が下がることが分かる。」と結論付けている。

しかしながら、この試験は、活性発泡体を「人体に直接又は間接的に接触させて用いる」態様で行われた試験ではあるものの、用いられた活性発泡体がどのようなもの

であるのか定かではない。また、本願出願当時の当業者の技術常識に照らしても、被験者は50代の女性1名のみであるから、その試験結果を人体一般に妥当する客観的なものとして評価することが可能であるともいい難いし、試験条件の詳細も明らかではないから、この試験における血流量や体圧の計測結果から導かれるとされる「本活性発泡体を使用すれば、血行がよくなり、体圧が下がる」との効果は、活性発泡体を使用したことによるものであるのか、それ以外の要因に基づくものであるのかどうかについても、直ちに検証することはできない。

そうすると、＜試験1＞の結果のみから、活性発泡体を「人体に直接又は間接的に接触させて用いる」ことに、人体の血行を促進することが期待できるという技術上の意義があるというのには疑問がある。とはいえ、例えば、＜試験1＞に係る諸条件の説明や、他の試験結果の存否及びその内容次第では、本願発明に係る活性発泡体の使用に、かかる技術上の意義があることが裏付けられたということのできる余地もあるというべきである。

よって、審決には、かかる点についての検討を十分に行うことなく、本願明細書が特許法36条4項1号所定の要件を満たしていないと結論付けた点で、誤りがあるといわざるを得ず、審決は、取消しを免れない。